



株式会社アイ・シー・シー

ケーブルプラス電話サービス利用規約（HFC用）

第1条 適用

本契約は、株式会社アイ・シー・シー（以下「当社」といいます）と、「ケーブルプラス電話サービス契約」を承諾し、KDDI 株式会社及び JCOM 株式会社（以下「KDDI 等」といいます）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます）の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

2. 当社及び KDDI 等がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、隨時変更することができます。

第3条 契約の成立

当社所定の工事の申し込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込をし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます）。

2. 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

- 1) ケーブルプラス電話接続回線（以下「電話接続回線」といいます）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- 2) 申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
- 3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第4条 設備の設置

契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要となる設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法などにより、全て当社又は当社の指定する業者が行うものとします。

尚、終端装置は当社が貸与し、所有権も当社に帰属します。

2. 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。

この場合において、地主、家主その他の利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. 契約者は、電気接続回線の終端にある構内（これに順ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4. 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協定するものとします。

5. 契約者は、当社が貸与した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線状その他の導体を接続しないこととします。また当社は、契約者の責に帰すべき事由により端末機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは契約者に対し、その損害分を請求できるものとします。

第5条 KDDI 等提供サービスにかかる債権の譲渡等

契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することになった 料金その他の債務に係る債権が、KDDI 等の定めたところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及び KDDI 等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金

適用条件（料金額）

第4条1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「設置料金」といいます）は契約者負担とし、その額は別に定めることとします。

また、KDDI 等が提供するケーブルプラス電話にかかる料金はケーブルプラス電話契約約款に定めるとところによります。

2. 加入者は、前項に定める利用料等を契約の条件に基づき次のいずれかの方法で支払うものとします。

①口座振替払いの場合は、当社は毎月 27 日（金融機関休業日の場合は翌第1営業日）に加入者の指定する金融機関口座から引き落とします。

②クレジットカード払いの場合は、当社が認めたクレジット会社から支払うものとします。

3. 加入者は利用明細をパソコンおよび携帯電話で閲覧できます。閲覧には、インターネット回線および携帯電話でWEB・メールが利用できる環境が必要です。また、閲覧の際の通信費等は加入者の負担となります。

4. 当社は、加入者に対し、請求書、領収書の発行を行わないものとします。但し、発行を希望される場合、お申し出が必要となります。また、1回の発行につき 220 円の発行手数料が発生するものとします。（クレジットカード払いの場合は発行不可）

第7条 請求と支払い等

契約者は、設置料金及び前条に基づき KDDI 等が当社に債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」といいます）を口座振替またはクレジットカード払いによる方法で、当社の定める期日迄に毎月支払いを行うものとします。

2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関にかかる振込手数料は、契約者の負担とします。

3. 契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの日数について、年 14.6% の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。

第8条 サポート

契約者が、ケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用態様に問題がないことを確認のうえ、当社に申告をしていただきます。

2. 前項の申告に基づき、当社は当社及び KDDI 等の設備の修理又は対応（以下「サポート」といいます）のための手配を行います。但し、利用環境・態様及び申告の時間帯により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用態様に問題がある場合、ならびに当社又は KDDI 等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第9条 契約の解除

当社は、次の場合には、本契約を解除することができます。

- 1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- 2) 契約の申し込みに当たって、事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線状その他の導体を接続したとき。
- 4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべき事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構造が困難でサービス継続ができないとき。
- 5) 工事契約又は契約者と当社の間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

なお、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免れられるものではありません。

2. 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合、この限りではありません。

第10条 承諾の限界

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当な理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第11条 端末機器の返還等

契約者は、解約等の理由で端末機器の返還が必要となった場合には、その旨を速やかに当社へ連絡し、端末機器の返還にかかる工事の依頼を行なうこととします。

2. 端末機器の返還にかかる工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社または当社が指定する業者が行なるものとします。
3. 契約者は、撤去工事翌月 7 日までに、貸与品を返却する義務を負います。尚、期限を経過しても返却が無い場合は、当社はこれらの代金相当額を請求出来るものとします。

第12条 解約

加入者は、「ケーブルプラス電話」の加入契約を解約しようとする場合は、当社へ届け出るものとし、解約月の月額利用料金は日割り計算となります。

2. 当社にて提供した電話番号は他社の回線へ移行することはできません。

第13条 初期契約解除

加入者は、当社が発行する契約締結書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。但し、オプションサービス契約は対象外です。

2. 前項の規定による解除は、同項の書面を発した時に生じます。
 3. 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、加入者は損害賠償若しくは違約金その他金等を請求されることはできません。
- ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた本サービスの利用料、及び、既に工事が実施された場合の工事費と追加部材費は請求されます。また、これらの費用の他に契約に連絡して当社が金銭等を受領している際には、当該金銭等を加入者に返却します。
4. 当社の初期契約解除制度の説明が間違っていたり、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無かったことにより、加入者が 8 日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から、8 日間は契約を解除することができます。

第14条 個人情報

当社は、加入者から取得した個人情報について、個人情報保護に関する法律および国が定める指針その他の規範等に基づくほか、当社が定める「個人情報保護方針」および「加入者個人情報の取り扱い」の規定に基づき、保護し、適切な取り扱いを行います。

2. 当社は、「個人情報保護方針」を公表し、当約款はこれに準ずるものとします。

＜個人情報に関する苦情・問い合わせ先＞

株式会社アイ・シー・シー

PMS 管理委員会 PMS 管理者 宛

電話 0120-993-138, 0586-26-2761 FAX 0586-26-2762

第15条 営業区域

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第16条 サービスの終了

社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、当社はサービスの一部を終了する場合があります。その場合は、終了の 6 ヶ月前までに加入者に通知いたします。

第17条 関連法規の遵守

当社は、この規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第18条 国内法への準拠

この規約は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等について名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

第19条 協議事項

本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

附 則 利用規約の施行日及び改正日
2009年 3月 21日施行
2026年 1月 1日改正

固定電話サービス料金表

通 則

(料金表の適用)

当社が提供する固定電話サービスに関する料金は、この料金表に規定します。

(料金等の変更)

当社は固定電話サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(消費税等)

料金は、すべて税込価格です。また、金額の円の小数点以下は切り捨てとします。

利用料等

「ケーブルプラス電話」はケーブルプラス電話サービス契約約款の定めるとことによります。

割引料金の適用

サービスの組合せにより別紙「割引料金表」に定める割引が適用されます。

工事に関する費用

① 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合

引込工事費 16,500円／宅内工事費 16,500円
引込線撤去費 5,500円／電話用端末解約費 2,200円

② 2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合

引込工事費 26,400円／宅内工事費 26,400円
2 工事費は導入工事完了翌月から24ヶ月の分割払いとなります。申込時のキャンペーンにより期間中の工事費を割引きさせていただく場合があります。
3 24ヶ月の期間中に解約された場合は、導入工事完了翌月から経過月を支払済工事費に充当し、未経過月分の工事費を一括で請求させていただきます。

*電話宅内工事費は、加入者の家屋の状況や工事内容により変わりますので、当社において標準工事仕様を定めており、その範囲における料金を掲示しております。これを越える工事については、実費にて追加費用がかかります。